

社会問題としての児童虐待 ——子ども家族への監視・管理の強化——

田中 理絵

【要旨】

本稿の目的は、日本において児童虐待が社会問題化してきた過程について明らかにしたうえで、さらにその対応方法の問題点について考察することにある。その結果、児童虐待の社会問題化が幾つかの段階を経て拡大してきたこと、「激増」、「深刻化」というイメージがマスメディアによって流布されてきたこと、また社会的対応方法としてリスクアセスメントの方向へ向かっているがそれは結局すべての家庭を国の監視・管理下におさめることを意味することを指摘した。

国家主導で、リスクアセスメントを導入することは困難を抱える家族を発見するためだが、それは児童虐待を社会問題としてではなく個別の家族問題として捉えられることに繋がる。

また、児童福祉の現場では、児童虐待の背景は両親の心理的問題などではなく、むしろ社会経済的課題にあると長年見なされてきたが、マスメディアによって広まった児童虐待のイメージは、家族の養育機能の低下が原因であると信じさせてきた。そこで、すべての家庭が検査対象に拡大されているのだが、これは人的資源のロスである。

教育社会学にできる貢献としては、実証的研究の蓄積、児童虐待に対するモラルパニックの客観的分析など、経験科学の立場からの研究結果の提供が考えられる。また臨床的には、当事者である親・子どもの視点から児童虐待という経験の意味を抽出したり、解決に資するような具体的な事項の特定を行うなどの貢献が可能であろう。

キーワード：児童虐待、社会問題、リスクアセスメント

1. 問題設定

現在、児童虐待は国家的対策を求められる社会問題として認識されている。日本では、1933（昭和8）年に児童虐待防止法が制定されていたなど⁽¹⁾、「児童虐待」あるいは「幼児虐待」という用語自体は古くから存在してきたが、児童福祉に携わる専門家か研究者以外の一般の人びとの間でここまで流通したことはかつてなかった。現在のトーンで児童虐待に対して社会的関心が高まったのは1990年代以降であり、むしろそれまでは折檻とか子殺し、体罰、遺棄、育児放棄という用語の方が一般的であったといえる。

児童虐待への社会的関心が高まってきた背景には、マス・メディアによる報道が強く影響している。「児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた1990年度の1,101件から、2009年度は約40倍の44,211件に激増している」「児童虐待は深刻化しており、減少の兆しは見られない」といった報道は、徐々に児童虐待の危機感を人びとに植え付けてきた。また、乳幼児の虐待死といったセンセーショナルな事件ほど報道されやすく⁽²⁾、つまりわれわれが知ることのできる児童虐待の内容は、児童虐待事件のなかでも特に悲惨で陰鬱なセリエントケースであることが多い。そのなかで、「児童虐待は増加の一途をたどり、深刻化している」というイメージが急速に広まってきたのであり、家族の養育機能の低下による新しい社会問題として認識されるに至ったのである。

ところで、児童虐待事件—特に、子どもの死亡という結末に至るケース—では、加害者である保護者に対する批判だけでなく、それを食い止めることのできなかつた児童相談所等も糾弾の対象とされ、「児童相談所や行政は何を見ていたのか」「なぜ子どもを救えなかったのか」という批判の矢面に立たされてきた。児童相談所や行政がしっかり調査をして子どもを保護できてさえいれば、少なくとも死に至るような最悪の結末は迎えずに済んだはずだとされるなか、「子どもの生命を救え」という号令のもと、社会的対策が急務であると認識されるようになったのである。

短期間のうちに、ある事態が社会にとって脅威であると受け止められ、社会的危機感・不安・義憤が急速に高揚し、次々と創出される対策を、人びとが無批判的に合意していく状態をモラル・パニックというが、現在のような児童虐待の問題の捉えられ方もまたモラル・パニックであるといえる。特に子どもの生命保護を最優先目標とした点でいじめの問題と類似しており、その前ではわれわれは一種の思考停止に陥る。児童虐待は—そして、いじめも—もちろん、許すことのできない重大な

社会問題としての児童虐待

問題であるが、後述するように、おそらく社会問題であるがゆえになくなることはないというパラドクスを抱える。しかしそれがモラル・パニック的に児童相談所を糾弾することに終始するだけでは児童虐待の問題は改善しない。そもそも「子どもの生命を守る」という名目の陰で、行政主導で日本の家族全体に対する監視・管理の強化が急速に進行していることはどのように考えるべきであろうか。

本稿では、児童虐待の社会問題化の過程に関する考察を通して、子どもを抱える家族全体に対して国家の監視・管理が強化されていること、さらに児童虐待対策のミスリードについて指摘し、そのうえで教育社会学研究が幼児教育の社会問題に対してできることについて考えていきたいと思う。

2. 児童虐待の社会問題化

2.1. 「児童虐待」の定義の拡張とイメージの定着

「児童虐待防止等に関する法律」(2000年制定、以下「児童虐待防止法」と略)の第1条に、この法は「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」と記されている。

つまり、児童虐待は重大な人権侵害であり、子ども期における家族内での被虐待経験はその後の人格形成にも一恐らく、トラウマのような一重大な刻印を残しかねないのであり、その結果、虐待の再生産が起こりうる。それゆえ、国および地方公共団体には児童虐待を予防・早期発見する責務があり、不幸にして虐待を受けてしまった子どもに対しては保護・支援措置を講じなければならない。何よりも子どもの権利・利益の擁護を優先して考えなければならないのである、と解釈できるだろう。ここには、家族が幼少期の人間発達に対して重要な役割を担い、その影響は人生の長い期間において甚大であるという理解が暗黙に込められている。

ところで、そもそも児童虐待とはどのような事態を示す用語なのであろうか。児童虐待防止法第2条の定義では、児童虐待とは、保護者による身体的虐待や性的虐待だけでなく、保護の怠慢(ネグレクト)、心理的虐待も虐待であると示されている。同法施行以前は、児童虐待とは「打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、

刺傷、火傷、栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、児童の不安・怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習慣異常、日常生活に支障をきたす精神症状」など具体的事象が列記され、これらに当てはまらない事象は児童虐待の保護救済の対象になり難かった。それに比べると、定義の抽象度が上がることで、その対象となる子どもの範囲は拡大したといえる。

また、2004（平成16）年の同法改正によって、保護者だけでなく同居人による虐待行為も対象に含まれ、「虐待を受けた」から「虐待を受けたと思われる」子どもも対象となるなどさらに範囲は拡大した⁽³⁾。このように対象範囲が拡大するということは、児童虐待という事象が固定的状態を示す用語ではなく、操作可能な概念であることを意味する。特に2004年の法改正以降、児童虐待は保護者によるものに限定されず、しかも虐待行為の有無にもとらわれずに、「子どもにとって有害かどうかで判断する」（厚生労働省 2007, p. 6）ことを基準に据えるようになるなど、児童虐待の概念は拡張と境界線の曖昧さを増してきている。

そうした法整備が進む間も、マスメディアは児童虐待の悲惨な事件—生後数ヶ月の子どもを壁に叩き付けて頭蓋骨を骨折させた。乳幼児に食事を与えないで放置し、餓死させた。痣ができるほど殴る蹴るを繰り返して新旧多くの骨折がレントゲンに映ったなど—を繰り返して特集してきたが、その一方で「子どもを愛せない」ことに苦悩する「普通の」母親たちの姿にも焦点を当てるようになってきた。その結果、児童虐待はやがてある一定のイメージで語られるようになる。すなわち、「いけないと分かっているながらもわが子に手をあげてしまう『普通の親』たちが少なからず存在し、あるいは未熟な親が子どもの心身に暴力を加えて、時には死に追いやることすらある。いずれにしても親に問題があるが、その親自身も子ども時代に同じような被害に遭っていることも多く、だから児童虐待は世代間再生産の問題でもあるので、その鎖を早々に切らなければならない。また、地域社会の脆弱化によって家族が孤立するなかで虐待は深刻化し、激増している。もはやどの家庭で起きても不思議ではないから、子どもを救うためには児童虐待の気配を感じたら躊躇せずに通告し、早期発見・早期対処されることが何よりも大事なのである」（田中 2011, p.158）と。

2.2. 児童虐待は激増しているのか？

ところで、そもそも児童虐待は増加しているのだろうか。普段の生活において、児童虐待の問題に頻繁に直面する人は多くはないであろうから、メディアがつくる

社会問題としての児童虐待

擬似環境がわれわれの児童虐待に関するイメージを支えているといえる。そして、メディアが最も頻繁に参照するデータは、1990（平成2）年から厚生労働省が公表してきた児童相談所における「児童虐待相談対応件数」（以前は「相談処理件数」）の推移に関する右肩上がりのグラフである（図1）。

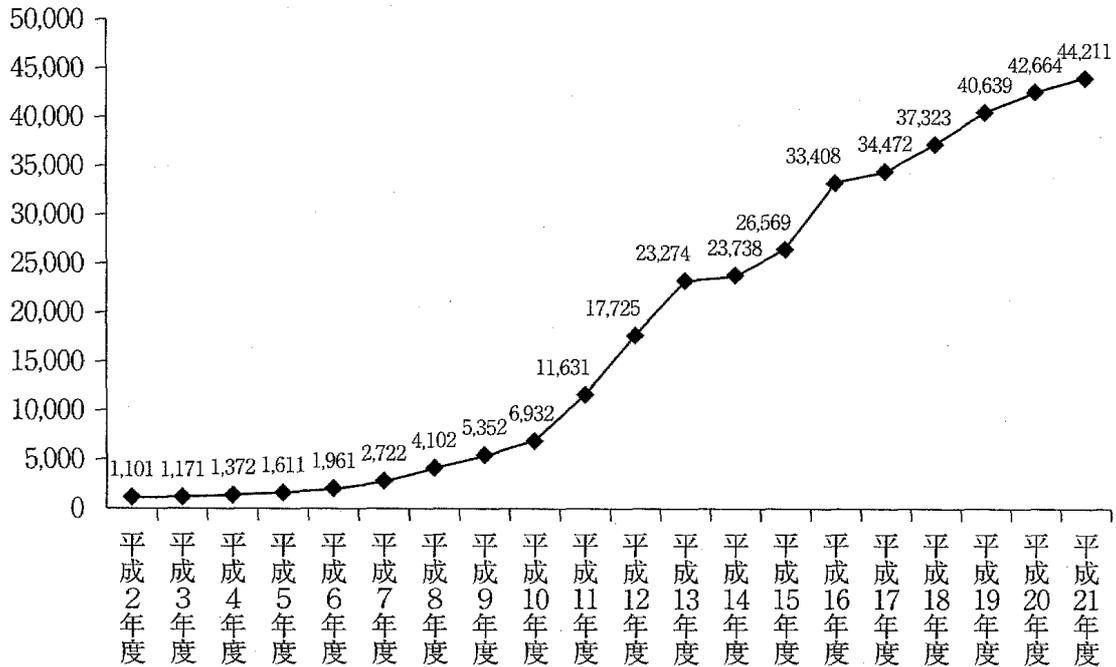
しかしこのデータを読む際には、いくつか留意すべき点がある。

まず第一に、「増加」の根拠とされるこの数字は「相談対応件数」であるにもかかわらず、しばしば「児童虐待件数」と混同される点である。先述したように、児童虐待は、定義の変更、対象の拡大を経て概念を拡張させてきた。それと平行して、児童福祉法第25条および児童虐待防止法第6条において「虐待に関する通告義務」が国民に課されるようになったことも相談対応件数が増加した理由のひとつである。たとえ一般の人びとがこの法規定を知らずとも、結果として誤報であったとしても善意による通報であれば罪に問われないこと、また守秘義務によって匿名性が守られることが周知徹底されるなかで、通報を躊躇して重大な結果に陥るよりは通報しておこうと人びとの意識が変化してきた。その結果、相談対応件数が増加してきたのは自然なことであろう。

なかでも、子どもに日常的に関わる機関に対する通告義務が課せられたことは大きい。現在は、児童虐待による重大な事件に子どもが巻き込まれた場合、児童相談所だけでなく、学校や保育所も「なぜ気づかなかったのだ」という世論の批判に晒されるようになってきた。文部科学省が教員向けの児童虐待研修教材を作成し、日本医師会が『児童虐待の早期発見と防止マニュアル』（2002）を医師向けに監修し、厚生労働省が『子ども虐待防止の手引き』を学校・保育所・保健所・警察・児童委員等に配布するなど、早期発見の努力義務と通告義務の周知に力を入れている。こうした事態を受けて相談対応件数は増加してきたのであるが、これが児童虐待の実数の増加としばしば混同されているのである。

第二に、「児童虐待」という用語が社会に浸透するにしたがって、親が自身の養育態度を振り返るようになった結果、相談件数が増加したことがあげられる。かつては「しつけ」と見なされてきた事象—たとえば、子どもが悪いことをしたので柱に括り付けるとか、軽く叩く、「お灸をすえるぞ」など言葉で脅す、家の外に閉め出す等—が、児童虐待の概念が広まるにつれて「自分の子育ては虐待ではないだろうか」という不安を多くの人びとに抱かせるようになってきた。その視線は自分自身の養育態度だけでなく、他人のしつけ・養育態度に対しても向けられる。かつてであれば腕白坊主の証とみていた青あざも、児童虐待という言葉が浸透するにつれ

図1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



出所) 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

て、「家で虐待されているのではないか」という疑いを抱かせるようになり、改めて虐待が「発見」されるようになってきたのである。その結果、やはり通報件数が増加してきたとも考えられる。

そして第三に、相談対応件数は、それが誤報であった場合でも取り消されるとは限らない点にも注意を払う必要がある。当事者である親・子からの相談にせよ、他人による通告にせよ、虐待の疑いの訴えが生じると児童相談所は「虐待相談・通告受付票」（あるいは受理票）を作成して、児童虐待の真偽や程度の確認を行わなければならない。現在、厚生労働省が集約している相談対応件数は、各児童相談所が報告する受付票件数であることが多い。だからそのなかには、実際に児童虐待が確認されたものだけでなく、誤報や勘違い、あるいはまだ虐待とは言えないものも含まれているのだが、それらはまとめてカウントされる傾向にある。

ところが通常、これらの点は一般の人びとに知らされる機会は少なく、実態の注意深い検証を待たずに、右肩上がりの児童虐待相談対応件数推移のグラフばかりが強調され、「児童虐待相談対応件数は、～年に比べて～倍に増加した」という報道が繰り返され続けているのが現状である。

2.3. 社会問題としての児童虐待

しかしこうしたイメージは、どこか特殊な出来事として考えられていた児童虐待を、もしかしたら身近で起こりうる社会問題へと変えてきた。ある事象が社会問題化するためには、①その脅威がわかりやすく、かつ社会的対応を必要とする問題であると一般の人びとに認識され、しかも、②その問題に解決可能性が見いだせることが要件となる。どんなに重大な出来事であっても人びとが知らなければ問題にはならないし、またごく特殊な出来事ではなく、どこで起きても不思議ではない（もしかしたら、自分の周囲でも起こり得る）という認識がなければ社会問題化し難い。あるいは、まったく解決可能性が見出せない出来事についても私たちは「どうにかしよう」「どうにかできる」などとは考えないので、その場合も社会問題化しないものである。児童虐待は、これらの点をクリアしたことで広く社会問題として認識されるに至ったといえるだろう。

特に、「今日、児童虐待という問題は、ある特殊な家庭にのみ起こる不幸というより、社会変化のなかで弱体化した家族一般が潜在的に抱える危険として描かれて」いる（上野 2003, pp. 5-6）。どの家族に生じてても不思議ではない問題だから、いま表れているのは「氷山の一角に過ぎない」という言説が説得力をもって広まっているのであろう。しかし、児童虐待は昔に比べて増加して深刻化しているかという点、以下の聴き取り調査にあるように、必ずしもそうとは言えない。

元児童相談所職員：「たとえば、『泣き声通報』。赤ちゃんが泣いているのを聞いて心配した人が通報してくる。昔なら、『ああ、赤ちゃんが泣いているね』だったのが、今では『もしかしたら虐待されているのかもしれない』と心配するわけです。今まで見過ごされてきたものが、児童虐待という認識になって発見される。」

筆者：「(実際の児童虐待の中身は) ひどくなっていますか？」

元児童相談所職員：「児童虐待というのはピラミッドと考えて貰ってよい。年間50件死亡(事件)があるが、4万件を超える虐待全部がなくなる訳じゃない。床に投げつけたり、骨折させたり、食事を与えず放置させたりというような驚くような事例が報道されるが、昔からあったし、今もあっているんで、どんどん残酷になっているのではない。実態が明らかになってきた。

もうひとつが、警察が保護者を逮捕するようになった。昔は、児相が子どもを保護する。虐待した保護者は罪に問われなかったが、(今は) 傷害罪、保護義務者違反などで親御さんを逮捕する。逮捕すると公表するし、それがマスコミに流れ

やすい。報道件数は増えているかもしれないが、現場的には昔とそんなに変わっていない感じ。」

(2010年6月 聴き取り調査より⁽⁴⁾)

以前も悲惨な事件は多く存在したし、先述したとおり、いまは相談対応件数こそ増加しているものの、それは児童虐待の定義の拡張、通告の推奨等によるところも大きい。ところが、いったん社会問題として認識された出来事は、それが人びとの関心を強く引くものであるほど次々に「発見」されるので、対策が練られるほど、その件数は減少しにくくなり、まして消滅・解消されることは非常に困難となる。

3. 児童虐待の社会的対策の方向：個人（家族）病理としての児童虐待

では現在、社会問題である児童虐待に対して、国家レベルではどのような対策が講じられているのだろうか。

社会問題は、その特徴として、人びとに原因解明の欲求を抱かせる。これは、個人的にははっきりしないことが不安を掻き立てるためであり、社会的側面では、その解明が新たな問題に対する予防・対策を可能にすると考えられているためである。児童虐待においては、「なぜ、わが子に虐待を加える親が存在するのだろうか」というのが最も素朴な疑問であろう。基本的に児童虐待は子どもの問題ではなく親の抱える問題であるが、児童虐待がまだ社会問題として強く認識されていない頃は「児童虐待とはどのような子どもの状態であるか」に関心が集まった。その後、児童虐待が社会問題として位置づいてからは、「どのような親が子どもに虐待を加えるのか」に関心が移行し、膨大な量の調査研究が国内外において蓄積されてきた。その結果、現在、児童虐待のリスク要因は明らかになったとされている。

しかしその「明らかにされた児童虐待の発生メカニズム」は、児童虐待は保護者および子どもの身体的側面、精神的側面、社会的側面、経済的側面等の要因が複雑に絡み合って起こるというものであり、しかも「それらの要因を多く有しているからといって、必ずしも虐待につながるわけではない。適切に判断するためには、リスク要因とともに、虐待を発生させることを防ぐ防御因子とのバランスを意識してアセスメントすることが重要ある」⁽⁵⁾と付記されている。これは、同じ状況下にあるようにみえても虐待に至る親とそうではない親が存在することから、結局ケースバイケースであって、つまり、いつ誰がどういうきっかけで虐待を引き起こすかについては分からないということと同義である。

社会問題としての児童虐待

しかしこの見解は、2つの方向へわれわれを導く。ひとつは、虐待を起こしやすい親の特徴を示して、そこから児童虐待の予防をはかるという方向である（ハイリスク・アプローチ）。そしてもうひとつが、どの家族で起きても不思議ではない問題である以上、また子どもの生命を守ることが最優先課題である以上、例外を設けずにすべての家族を調査対象にすべきであるという方向である（ポピュレーション・アプローチ）。以下、それぞれの特徴について概観していこう。

3.1. リスク要因の特定と児童虐待の予防：ハイリスク・アプローチの導入

1990年代後半、アメリカなどで実施されている児童虐待のリスクアセスメントが日本でも紹介され、わが国でも虐待危険度に関する評価基準の作成が進められてきた。この動きの背景には、虐待によって瀕死の状態や死亡に追い込まれる児童の存在と、それを救えなかったとされる公的機関に対する厳しい世論に対して、回答・対策を提示する必要があることがあげられる。

児童虐待が社会問題化した当初は、早期発見・早期対応で児童虐待の深刻化を阻止することに主眼がおかれ、各関係機関への通達がなされたが、しかし（先に見た理由によって）児童虐待は「減少」しない。そこで、さらに未然防止政策にも力点を置くべきだとされ、そのため児童相談所の法的権限—立入調査、出頭要求、臨検・搜索等—も強化されたのである。一方で、児童虐待の対象・定義は拡張し、虐待であるか否かの境界線は曖昧化した。たとえば、ひとり親世帯において親が懸命に働いて子どもを育てようとしても、子どもに十分に食事をさせられなかったり、長時間ひとりで留守番させなければならないのは虐待にあたるのか。子どものしつけとしてお尻を叩くとき、どの程度の強度であればしつけの範疇で、どこからが虐待になるのかなど、判断は非常に困難である。

それでも児童虐待は児童福祉の専門家であれば「見れば分かる」とされ、それが逆に、児童福祉に携わる人びとを、虐待のサイン・兆候を見逃すわけにはいかない状況に追い込んだ。その結果、個人的な価値観や経験、印象に頼らない客観的妥当性をもつ、判断者のよりどころとなるリスクアセスメント指標の作成が要求されてきたのである。

ところで、リスクアセスメントとは「何らかの専門的な仮説や経験的な知識に照らして子どもの虐待に関連すると考えられる要因を想定し、統計検定式に投入して統計的有意差をもってリスク項目を決定し、そのようにして得たリスク項目を今度は、個々の子どもや養育者に適用して虐待危険度を評定していく方法」である（上

野・野村 2003, p.147)。この手順を踏んで、厚生労働省が抽出した虐待リスク要因は、

- 1) 保護者リスク (10代の妊娠, 望まぬ妊娠, 子どもへの愛着形成が不十分, 精神的に不安定, 精神・知的障害, アルコール・薬物依存, 性格が攻撃的・衝動的, 育児不安や育児ストレス, 被虐待経験等),
- 2) 子どもリスク (乳幼児, 未熟児, 障害児, 育てにくさをもつ子ども等),
- 3) 養育環境リスク (未婚を含む単親家庭, 子連れ再婚, 人間関係の問題を抱える家庭, 親族・地域社会から孤立した家庭, 経済不安のある家庭, 夫婦不和・配偶者間DVなど不安定な状況にある家庭, 定期健診を受診しない等)

の3領域であり⁽⁶⁾, それらをもとにリスクアセスメントシートが作成され, 実際に積極的に使用されることが求められている (厚生労働省 2007, 2010)。

つまり, ①統計的に相関があるとされる項目のなかで繰り返し出現するものを抽出し, ②虐待に陥りやすいとされる親像を浮かび上がらせ, ③それに該当する親を「ハイリスク家族 (親)」と呼んで, 児童福祉に携わる諸機関で継続的にマークすることが国家レベルで容認されるようになったということである。そしてこれらの項目をさらに大きく捉え直すと, ④親の心理的・精神的な項目, 経済社会的項目, 虐待再生産項目, 脆弱化した家族に起因する問題として認識されていることが読み取れるであろう。そこで, ⑤主な予防・対応策として, 家族の孤立化防止策と親 (あるいは子ども) に対するカウンセリングなどの心理的支援に予算がつけられるようになった。

3.2. 全戸調査：ポピュレーション・アプローチ

ところで, リスクアセスメントという考え方は, 妊娠期の母親から一母子健康手帳未発行, 妊娠未届出, 妊婦・乳幼児に関する未受診など—その監視の対象に捉えることを可能とする。そして, 特殊な家族ではなく, 弱体化している現代の家族が潜在的に抱えるリスクとして児童虐待が語られるようになった結果, すべての乳幼児家庭を対象として虐待危険度の検査を行政が行うことになった。具体的には, 2009 (平成21) 年の児童福祉法の改正から, 生後4ヶ月までの乳児家庭全戸訪問事業が実施されるようになり⁽⁷⁾, 同様に3~5ヶ月児検診, 1歳6ヶ月児検診, 3歳児検診も虐待および虐待リスク度の高い家庭を発見する機会として積極的に利用することが推奨されている。

死亡など悲惨な結末に至る事件のうち, 言葉を発することや自分で行動すること

社会問題としての児童虐待

のできない乳幼児の割合が高いこと、あるいはより早期にリスク家族を発見することで児童虐待を防止できる可能性が高いと考えられることから、子どもの誕生から切れ目なくすべての家庭をチェックすることは、「子どもの生命保護優先」の目標のもとでは人びとに受け入れられやすい。

ところで、こうした行政の家族への積極的介入は、児童福祉における大きな転換でもある。従来、児童福祉は来談者主義にたち、各家族の自律性を前提に、問題を抱える家族からの求めに応じて支援・援助計画をたてる方針にあった。しかし児童虐待バッシングを経験した現在は、「最悪の事態を想定しながら」、安全確認、リスクアセスメントを行うことが児童福祉の場で求められており、積極的に各家庭に足を運ぶ介入へと変化してきたのである。そこでもリスクアセスメント指標の利用が求められており、特に、①保護者およびその関係者は嘘をつくと考え、彼らの情報に頼らずに調査者が子どもを直接目視することが原則であり、②不適切な監護が認められる場合には、求められなくても介入することの正当性が浸透してきた。家族のプライバシーや自律性は、「常に虐待の可能性を念頭に」とか「最悪の事態、つまり虐待死が起こる事態を想定して」「子どもの生命を救え」という名目の前では力を失う。

つまり、ポピュレーション・アプローチによる全戸調査は、すべての乳幼児家庭が虐待リスクのスクリーニングを通して、国家の監視・管理下におかれ、家族の自律性やプライバシーは子どもの生命保護のもとで制限されることを意味する。「適切な養育を行っているのであれば、見られても構わないはずだ」とされるなかでは、われわれは潔白である証として行政指導に黙って従わざるを得ない。調査に対して拒否的な対応をしたり、行政指導に対して素直に従わない家族はハイリスク家族として継続的にマークされることになる。

調査する側も、被調査者側にそれを悟られないよう笑顔で相談に応じる姿勢を表面で見せながら、しかし裏では虐待リスクのチェック及び虐待の証拠固めを行うことになる。「～歳児健診」の利用が推奨されるのは、保護者が疑われていることに気づかずに、拒否的感情を抱くことなく自然な形で子どもと親をチェックできる機会であるためである。かつてであれば「特に児童虐待問題について言えば、個別の問題として指導が行われ、親が反省をするか、誓約書を書くことで『許し』『許される』関係で決着がつけられることも実際にあった」（小木曾 2002, p.139）が、現在は、そうした判断を下す裁量余地は、基本的に児童相談所ではなく、児童福祉は問題を抱える家族に寄り添う支援体制から管理・介入する権限をもつ支援体制へ

と転換したわけである。

4. 乳幼児家族に対する国家の監視・管理の強化とその問題点

このように、「ハイリスク家族」を含め、すべての乳幼児家庭を児童虐待の監視・管理下におさめる方向にあるのだが、問題はそれだけでなく、その方法と対策もミスリードを起こしている点にある。「子どもの生命を救え」という号令のもとで進行した児童福祉姿勢の転換は、実態の検証を待たずに「児童虐待は増加・深刻化している」という擬似環境に支えられて進められてきたわけであり、その根拠となる児童虐待相談対応件数についても、概念拡張に伴う被虐待児童の数のカウントは調査者・判断者の任意であって、そもそも実態を表すものではない。なかでも特に難しい問題は、科学的・客観的・的確性をもつとされるリスクアセスメントという考え方の急速な広がりである。

ここからは、現在の児童虐待の社会的対策の問題点および課題について検討を加えながら、最後に教育社会学研究が幼児教育の社会問題に対してできる貢献について考えていくこととしよう。

4.1. 虐待「リスクアセスメント」の問題点

厚生労働省において客観的妥当性を有するとされるリスク項目は、そもそも全国の児童相談所においてソーシャルワーカーが児童の一時保護の判断にあたって何を重視しているか、その決定要因をまとめたものであった⁽⁸⁾。それゆえ、ソーシャルワーカーの保護判断は完璧に正しいという前提のうえで、当時の児童福祉の現場の指針が、現在、虐待リスクとして流通しているのである。児童虐待は基本的に親が抱える問題に帰因するわけだから、ソーシャルワーカーが担当するケースも親の問題に焦点が当てられることになる。そうしていくつものケースを担当した経験から、虐待リスクの高い親像をつくってきた。それゆえリスク項目を見ると、親の心理的・精神的項目、経済社会的項目、虐待再生産項目（被虐待経験の有無）など主に親に関する項目があげられるのであって、「不安定さや攻撃性をもつ親は虐待を起こしやすい」「精神疾患のある親は、虐待を起こす」「自分も虐待を受けた親は、子どもに対しても虐待を加える」という見方が流通していたのである。

そうして「客観的妥当性をもつ科学的指標」としてつくられた虐待のリスクアセスメントシートが、積極的に児童福祉現場に還元される—しかも、当事者であるソーシャルワーカーの経験則に基づく価値観や知識、技能よりも優先するとされると

社会問題としての児童虐待

いう—現在の方向は、時間をかけたトートロジーとでもいうべきものであろう。

ところが、いったん科学性をもつとされると、リスク項目の妥当性に対する疑いは退けられる。そしてこの項目に従って、児童虐待予防・対応策は、親の心理的・性格的問題や虐待再生産を断ち切るために母親の孤立化対策やカウンセリング等の導入の方向に動いてきたわけである。育児環境の整備、心理的ケアの提供は、それを必要とする親にとっては有効である。しかしどれほどの児童虐待が、親の心理的問題に還元される問題なのだろうか。

実際には、虐待リスク項目に多く当てはまるからといって、必ずしも児童虐待とは言えない状況も多く存在する。たとえば、虐待を主訴とせずとも、養護相談のなかには虐待リスクの項目と重なる事情を有する親が多く存在する。経済的困窮による養護相談も、安定した衣食住を子どもに提供できない切迫した状況であれば、虐待の状態と重なる。また従来であれば「親の疾病」とされた主訴も、たとえば母親の精神疾患による養育困難は、その結果十分なケアができなかったとして虐待と重なる。誤解を恐れずに言えば、養護相談の多くが虐待リスク項目に当てはまる。しかしだからといって、虐待危険性のある家族と判断して心理的支援や育児ネットワークの整備とそれへ誘うだけでは、相談者のニーズと支援内容のミスマッチを起こすだけであらう。

「毎月の支払いや食費のことばかりに気を回さなければならない家族に対して、僕らは、心理的なカウンセリングを課すことで子育て上の問題を解決しようというのだろうか。こうした家族に、僕らは1時間5000円ともされるカウンセリングを課そうというのだろうか。これはどこか戯画的でないだろうか。現実の生活に根ざした解決方法になっているのだろうか」(山野, 2006, p.71)

表面的な状況のみを見てチェック項目にレ点をうつだけでは、家族の問題を的確にアセスメント(評価)することは不可能なのである。児童虐待は、助言・指導というカウンセリング的対応だけでは処理できない問題を抱えている。養護に欠ける状態が不可避的な要因あるいは養育者に関わる可避的な要因によって引き起こされた場合でも、助言・指導だけでは養育機能を回復させたり家族機能の解体状況を再組織化させるには限界がある。

4.2. 虐待リスクアセスメント導入による児童福祉の現場の変化

また、リスクアセスメントの導入によって、児童福祉の方向・あり方に変化が生じている。

まず第一に、児童福祉における家族との関わり方・支援姿勢の変化である。寄り添う福祉から積極的介入と強権的権限をもつ福祉への転換は、切迫した状況下にある子どもを迅速に保護することを念頭に起きたものであった。声をあげられない子どもの側に立ち、虐待を行う鬼のような保護者と対峙してでも断固たる対応を迅速に行うことを望む声に応じたものだが、しかし実際の「児童相談所の多くのケースは、保護者のおかれている厳しい状況から、やむにやまれず相談に来るものが多くを占めている」（小木曾，2002，p.145）。かつては保護者への共感をベースに、親の困っている問題へ焦点をあてて援助を行い、家族の育児力を高めることを優先してきた。それがなければ家族再統合は不可能だからであり、子ども家族への支援は、何よりも家族の養育機能が再び正常に回復することを目的としていたのである。しかしリスクアセスメントへのシフトが生じて以降、主に家庭での養育者の有害行為や兆候、危険可能性をどれだけ早く正確に察知できるか、子どもをいかに適切に保護するか—親子分離の必要性はないだろうか？—に大きな関心が注がれるようになった。

それに関連して、第二に、支援者と相談者との信頼関係である。対象家族に悟られないようにリスクアセスメントを行うことは、親に不快な思いをさせて非協力的な態度を取られたり、悩みを素直に打ち明ける機会をなくさないために必要であるとされるが、虐待リスクをもつ家庭としてマークされたことを知ったときの疑われた側の家族の不信感はやさしく拭えるものではない。「調査や援助目標・内容等についてクライアントと合意形成していくことになしに信頼関係を築くことは難しい。クライアントに隠れた目的（hidden agenda）が、社会統制の一形態だとする批判を招いてきたのである」（上野 2002，pp.24-25）というように、相談者との信頼関係をベースに、各家族の抱える問題に焦点を当てながら育児力を総合的に高めることが、多くの親にとって必要な援助であることには変わりはない。

そして第三に、児童相談所の人的資源の配分問題である。児童虐待のリスクアセスメントは、児童相談所だけでなく市町村、保健所、医療機関などの連携のもと対応するとはいえ、やはり児童虐待の疑いが生じた場合の調査主体は児童相談所である。免責規定をもつ通告義務の結果、膨大な通報が児童相談所に寄せられたが、通告があった以上は必ず調査に入らなければならない、そのため限られた人的資源が投

入される。しかし児童相談所は、ほかに養護や非行の問題など多様なケースを扱わなければならないのであり、児童虐待にばかり資源を傾斜するわけにはいかないことも留意すべきである。

4.3. 教育社会学的研究の課題：児童虐待は家族病理か、社会病理か？

以上のように、科学的とされるリスク項目の導入による「ハイリスク家族」のラベリングおよびすべての子ども家庭に対する国家の管理・監視の強化は、児童虐待の問題を社会経済的要因から個人（家族）に起因するリスクへ注意を逸らしながら進行している。しかし、児童虐待が養育機能の低下した現代家族一般に潜む問題であって、どの家族に生じても不思議ではない問題であるならば、それは個々の家族や親のリスクではなく社会全体のシステムエラーであって、その病因は社会的問題であるということになる。

たとえば、社会政策に起因するのであれば公的扶助・雇用扶助・住宅政策など社会福祉全体の欠陥や社会的資源不足の問題に焦点を当てねばならないし、児童福祉サービスに起因するのであれば、その対応方法や対象範囲などの問題を突き止めて、その改善によって児童虐待の問題を考えねばならない。また、親の抱える精神的・心理的問題や夫婦間不和などによる家庭内での孤立といった家族関係の問題であれば、カウンセリング治療や家族療法で改善されうることもあるであろう。ところが現在は、そうした点は見えているのに見えない問題として、児童虐待は個人（家族）病理に帰因するとして国家的対応を施しているといえる。繰り返すが、児童虐待は基本的に親の抱える問題であり、それゆえその問題を解決・軽減できなければ、虐待の帰因要因は解消しない。だから、何を児童虐待対策の中心に据えるかは、家族再統合や健全化に向けて極めて大きな課題となる。

しかし一方で、子どもたちが虐待によって無惨な死に追いやられたり、心身に傷を負う姿を見過ごすことはできないことも事実である。問題意識の啓発に徹する議論によって、児童虐待が社会的に周知されてゆくことは間違いないが、ただし「予防・通告・関係機関連携・早期治療・カウンセリングによる再生産の寸断」というわかりやすい対応策では捉えきれない課題があり、その流れに収斂していくことで、この問題の孕む複雑さが軽視される恐れがあることを指摘したい。児童虐待だけでなく養育困難の問題は、個々の個人病理・家族病理の責任に帰すことはできないということは、社会学においては古くから繰り返し言われていることである⁽⁹⁾。

では、このように課題・論点を多く含む児童にまつわる問題に対して、教育社会

学はどのような貢献が可能であろうか。まず第一に、実証的調査研究の蓄積、モラル・パニック的社会問題の客観的考察など、経験科学の立場からの研究結果の提供が考えられる。そして第二に、臨床教育社会学の面からは、当事者である親・子どもの視点から児童虐待という経験の社会的意味を抽出するなどの研究を通して、より現実的な問題解決に資する具体的要因を特定し、課題解決志向の実践方法の提示等を行うことが考えられる。いずれにしても、実証的研究を重ねながら、子どもにとっての最善の利益は誰がどのように決定するのか、家族の自律性と児童福祉の介入のバランスをどのように考えるのか、乳幼児家族に関する国（行政）と家族、地域社会の役割分担のあり方をどう考えるかなど、子ども家族全体に関する施策・政策の提言を行っていくことが重要なイシューとなるであろう。

〈注〉

- (1) 1933年制定の児童虐待防止法は、児童福祉法に吸収される形で戦後廃止された。改めて児童虐待に関する法律が制定されたのは2000（平成12）年「児童虐待の防止等に関する法律」においてである。
- (2) 児童虐待による死亡児童のうち3歳未満が74.7%（うち、0歳児が58.2%）であり、そもそも死亡事件は乳幼児に集中する（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について・第6次報告」社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会、2010年7月報告）。
- (3) 児童虐待防止法第3条では「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」とあり、保護者によるものだけでなく、大人による子どもへの不適切な扱い（マルチリートメント）全般を児童虐待の概念に含めている。しかしこれは第2条の保護者及びその同居人による行為という規定と整合性がとれていないという指摘がしばしばなされる。
- (4) 児童相談所にて約20年間ソーシャルワーカーとして児童虐待問題に対処してきた50代男性に対する聴き取り調査（2010年6月7日、西南学院大学・福岡市にて実施）より。
- (5) 厚生労働省、2007、p.15.
- (6) 厚生労働省 2007、p.20参照。この指標は、統計処理を施されているゆえ客観性・的確性をもつとされており、それゆえ「子ども虐待の危機を見逃さず、支援につなげることができる。また、支援者がより適切なアセスメントを行うことができる」（厚生労働省 2007、p.16）という前提で使用されている。

- (7) 市町村は「乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業…が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない」児童福祉法第21条9。
- (8) 上野, 2003, pp.174-175.
- (9) たとえば, 島山 (1981) 参照。

〈文献〉

- Downey, Douglas and Condran, Dennis, 2004, "Playing well with others in Kindergarten: The benefits of siblings at home." *Journal of marriage and family*, pp. 333-350.
- 島山龍郎, 1981, 「児童問題と福祉」那須宗一・大橋薫・四方壽雄・光川晴之『家族病理と家族福祉』誠信書房, pp.87-106.
- Hoyano, Laura & Keenan, Caroline, 2007, *Child Abuse: Law and policy across boundaries*. Oxford university press.
- 小木曾宏, 2002, 「児童虐待の理解と援助ネットワーク」上野加代子ほか『児童虐待時代の福祉臨床学』明石書店, pp.137-155.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局児童家庭局監修, 2007, 『子ども虐待対応の手引き』。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局児童家庭局監修, 2010, 『虐待通告のあった児童の安全確認の手引き』。
- 仲村洋一, 1986, 「社会病理学の現代的課題」宝月誠・大村英昭・星野周弘『リーディングス日本の社会学13 社会病理』東京大学出版会, pp.19-38.
- Rustin, Margaret & Quagliata, Emanuela, 1994, *Assesment in Child Psychotherapy*. Casa Editrice Astrolabio-Ubaldini Editore Roma., (=2007, 木部則雄監訳『こどものこころのアセスメント：乳幼児から思春期の精神分析アプローチ』岩崎学術出版社).
- 田中理絵, 2004, 『家族崩壊と子どものスティグマ』九州大学出版会。
- 田中理絵, 2011, 「児童虐待」住田正樹・高島秀樹編著『子どもの発達社会学』。北樹出版, pp.155-167.
- 上野加代子, 2007, 「児童虐待：リスクの個人管理から社会管理へ」『季刊家計経済研究』2007Winter, No.73, pp.33-41.
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築：捕獲される家族』世界思想社。
- 上野加代子ほか2002, 『児童虐待時代の福祉臨床学』明石書店。

山野良一, 2006, 「児童虐待はこころの問題か」上野加代子・小木曾宏・鈴木崇之・野村知二『児童虐待のポリティクス』明石書店, pp.53-100.

ABSTRACT**Child Abuse as a Social Problem: Strengthening the monitoring of families****TANAKA, Rie**

(Yamaguchi University)

1677-1 Yoshida, Yamaguchi-shi, Yamaguchi, 753-8513 Japan

E-mail: ta-na@yamaguchi-u.ac.jp

“Child abuse” has become a social problem in Japan since the 1990s. Committed by parents, with their absolute power, against their children, who have no power, child abuse is nothing but a negative experience for children personally and socially. Child abuse should therefore be eradicated and abhorred. However, it unfortunately tends to be treated with moral panic.

The aim of this paper is to clarify the process of child abuse becoming a social problem in Japan and to consider the issue of how to respond to it. I point out that 1) the social problem of child abuse has expanded through several stages, 2) the mass media have created a serious image of an explosion of the problem, and 3) social protection is moving towards risk assessment, which results in monitoring all families.

Risk assessment by government guidance finds troubled families, following which individual measures can be taken, but there are a number of problems. The first is a mismatch between needs and support. Currently in Japan, while child abuse is recognized as a social problem, the measures taken regard it as the parents' personal problem. This is not appropriate. If child abuse is thought of as a personal problem of the parents, support will be provided as a kind of counseling. In fact, however, child abuse is often caused by economic poverty, and thus a mismatch between causes and countermeasures occurs. Actually, what such parents need is not counseling, but life or employment support. Secondly, assessment is carried out by the checklist method. The expert who has been well trained and has an extensive knowledge and background on the causes of child abuse may not necessarily carry out the check. In addition, children do not always talk about their feelings appropriately because there

are large individual differences in developmental level.

In the field of child welfare, the cause of child abuse is not considered to be the psychological problem of the parents, but has long been noted instead to be due to socio-economic issues. However, the images of child abuse created by the mass media have led to the belief in the dysfunction of family upbringing, specifically, the reproduction of child abuse, the isolation of child care environments, and the child-rearing anxiety of mothers. Therefore, all families are investigated. This amounts to a loss of human resources.

We therefore have to offer an accumulation of empirical research, objective analysis of the moral panic against child abuse, and the results of empirical science from a research perspective. Furthermore, clinically speaking, the extraction of the experience of child abuse and its associated problems also make it possible to give specific recommendations necessary for the solution from the perspective of the parent or child.